

「JCO事故」からの10年間—反原発市民運動の軌跡—

An Analysis of the Antinuclear Movement in Ibaraki since the JCO Accident

河野直践

抄録

1999年9月に東海村の原子力施設で臨界事故が発生して、多数の住民が被曝した。本県には「反原子力茨城共同行動」という反原子力の市民団体があるが、この組織では以後毎年、この事故をテーマにした集会を開いてきた。本論では、当該集会の内容と当該団体が関連して行ってきた10年間の活動を整理することによって、市民運動が何を提起してきたのかが明らかにされる。そして、原子力をとりまく今日の情勢下での本県の反原子力運動の課題と役割について、事故の未然防止、運動の拡大、国の政策転換という3つの観点から評価を行う。

1. 本論の目的と方法

(1) はじめに

1999年9月30日に茨城県東海村の核燃料加工施設(株)ジェー・シー・オーで発生した臨界事故(以下「JCO事故」と略す)から、10年が経過した。今日では事故を起こした沈殿槽は撤去され、同社も工場の再開断念を決定した。事故の刑事責任も確定するいっぽうで、人々のあいだでは事故の記憶が風化してきているとも言われる。

しかし、放射線被曝の健康への影響はかなり後年になってから生じるのが通例であるから、住民の健康診断はその後も続けられているし、健康被害者が同社を相手取って始めた裁判も8年近く続いた。地域の農業や経済への悪影響も長期にわたり、事故のあおりで開発事業に失敗した茨城交通は、08年11月に民事再生法の適用を申請するに至った。風評被害で納豆販売が落ち込んだ「くめ納豆」(くめ・クオリティ・プロダクツ)も、JCOとの補償交渉が難航して裁判を起こし、09年2月に東京高裁で和解にこぎつけたものの、結局は8月に経営破綻した(あわせてこの間の粉飾決算が明るみに出た)。JCO事故をめぐる

ては、「過去形」では語るることのできない問題が、まだ残されているのである。

(2) JCO事故の関連文献

文献に関しては、10年間に多種多様なものが発行された。市販のものからいくつか取り上げる形で整理を行うと、最初に目立ったのは、ジャーナリズム視点からのものだった。①國分郁男『ドキュメント東海村』ミオシン出版、1999年、②読売新聞社編集局『青い閃光—ドキュメント東海臨界事故』中央公論新社、2000年、などが該当する。

学術的立場からの文献発行には、ある程度の期間を要した。日本原子力学会では事故調査委員会を設置し、主として自然科学的な視点で事故の原因や影響などを調査したが、結果は、③日本原子力学会JCO事故調査委員会『JCO臨界事故その全貌の解明』東海大学出版会、2005年、にまとめられたが、住民などの側からは、国や専門家らの影響評価や原因説明が矮小であるとの批判が投げかけられた。こうしたなかで、市民サイドの批判的な視点で専門家らを集め、事故の社会的な背景や影響などを、総合的に評価する試みも行われ、その結果は、④JCO臨界事故総合

表 JCO 集会の経緯と原子力をめぐる動き

年	JCO 集会の概要	集会アピール等
1999	<p>10.3 (日) 臨界事故緊急抗議集会 (水戸市自治労会館) ・ 事故の経過・問題点・今後の取り組み (丹野清秋・披田信一郎・長田武・相沢一正・根本がん・荻野晃也・河野直践・黒羽宏)</p> <p>10.24 (日) JCO 臨界事故抗議集会 (東海村村松コミセン) ・ 講演 (米核管理研究所・ポール・レーベンサール、エド・ライマン/埼玉大学・市川定夫) ・ 地元からの報告 (抗議行動・ガンマ線測定・村民アンケート)</p>	<p>● 10.3 集会緊急アピール (①影響・健康調査の実施、②関係機関の情報公開、③第三者機関による原因究明、④原子力防災見直し、⑤原子力政策の再検討、⑥プルサーマルと東海再処理運転再開の凍結)</p> <p>● 10.24 集会決議 (①事故施設の完全遮蔽、②情報開示と第三者的な事故調査、③全原子力施設の一時操業停止・点検と防災体制見直し、④原子力政策の全面的見直し)</p>
2000	<p>9.24 (日) 止めよう再処理・JCO 臨界事故を風化させない全国住民のつどい (東海村中丸コミセン)・村内デモ ・ パネル討論 (四日市大学・古川路明、原子力資料情報室・伴英幸、阪南中央病院・村田三郎、事故被害者の会・大泉昭一)</p> <p>9.30 (土) JCO 臨界事故 1 周年全国集会 (水戸市・茨城教育会館 15:30～)・市内デモ ・ 事故総合評価会議報告 (古川路明)、東海村から (相沢一正)、再処理再開反対 (河野直践)、行動提起ほか</p>	<p>● 9.24 全国住民のつどいアピール (① JCO 事故の事実究明と責任追及、②再処理施設の運転再開反対)</p> <p>● 9.30 集会決議 (①政府と原子力安全委員会の責任追及、②旧動燃の責任追及と再処理再開反対、③全被曝者への補償とケア、④原子力政策の転換)</p>
2001	<p>9.30 (日) なにも解決なんかしていない! JCO 臨界事故 2 周年を問う全国集会 (水戸市・茨城教育会館)・市内デモ ・ 講演・被曝治療 83 日間の記録 (NHK・右田千代) ・ 現地調査の報告 (阪南中央病院労組・西野淳、東北大学・長谷川公一、自治労・飯田正美) ・ 被害者の会から・現地から (大泉昭一、河野直践)</p>	<p>● 集会アピール (①事故原因・背景の究明と監督官庁等を含めた責任の明確化、②健康診断や健康手帳の交付・被曝線量評価の見直しを含めた被曝者への補償と援護の確立、③情報公開・政府との公開討論の実現と脱原子力の取り組み強化)</p>
2002	<p>9.29 (日) 臨界事故に時効はない! 3 年目の市民・住民のつどい (東海村石神コミセン)・村内デモ ・ 講演・JCO 裁判で何が解明されたか (弁護士・伊東良徳) ・ 生活影響調査と住民の声 (東北大学・長谷川公一) ・ 被害者の会からの訴え (大泉昭一・藤井学昭) ・ 再処理工場の建設中止を求める特別報告 (止めよう再処理青森県実行委・奈良岡克也)</p>	<p>● 集会アピール (①被害・被曝の実態解明と被曝者支援、②国・旧動燃も含めた原因解明と責任追及、③脱原子力への転換)</p> <p>● 原子力施設の事故隠しを許さない! 特別アピール (①事業者の事故隠しと国の原子力政策への抗議・責任追及、②施設総点検と連絡通報体制見直し、③傷つき原発の即時停止と事故データ公開、④プルサーマル撤回と再処理稼働中止)</p>
2003	<p>9.28 (日) いまこそ流れを変えよう! 市民・住民のつどい—JCO 事故 4 周年全国集会 (東海村石神コミセン)・村内デモ ・ 講演「変わりはじめた原子力裁判 (弁護士・伊東良徳)、「夏の電力需給関係の分析と問題点」(環境エネルギー政策研究所・大林ミカ)、「健康被害訴訟 1 周年の状況と問題」(相沢一正) 同日午前 プレ企画「新エネルギーと新しい村づくり交流会」(東海村石神コミセン)</p>	<p>● 集会決議 (① JCO 事故の全体解明と情報公開、②被曝・被害の徹底解明と大泉裁判への誠意ある対応、③国・旧動燃も含めた責任究明、④原子力事業からの完全撤退)</p> <p>※ プレ企画パネラー 三上亨 (グリーンエネルギー青森)、菅野芳秀 (山形県・農業)、原田一夫 (水戸農高教員)</p>
2004	<p>9.26 (日) JCO 事故 5 周年全国集会 (水戸市びよんど)・市内デモ ・ 講演「核の世紀の終焉に向けて—広島・長崎から JCO・美浜事故まで」(古川路明) ・ トーク「ヒバクと事故は終わらない」(事故被害者の会・大泉昭一、元第五福竜丸乗組員・大石又七、敦賀市民の会・吉村清) ・ 浜岡・六ヶ所・東京からのアピール</p>	<p>● 集会決議 (① JCO 事故の全体解明と証拠物件としての転換試験機体の保存・情報公開、②被曝・被害の徹底解明と健康被害者裁判への誠意ある対応、③国・旧動燃を含めた責任究明、④原子力事業からの完全撤退)</p>
2005	<p>9.25 (日) JCO 臨界事故 6 周年全国集会 (水戸市びよんど)・市内デモ ・ 講演「原子力大綱と原子力のゆくえ」(九州大学・吉岡晋) ・ 青森・福井・茨城からの報告、JCO 健康被害者裁判メッセージ</p>	<p>● 集会アピール (①原子力政策大綱など原子力推進への反対、② JCO 事故被害者へのケアの実施と健康被害裁判勝利、③脱原発に向けた全国連帯と取り組み強化)</p>
2006	<p>9.24 (日) 老朽化した東海第二原発にプルサーマルはいらない! JCO 臨界事故 7 周年集会 (東海村真崎コミセン)・村内デモ ・ 講演「プルサーマルは何か問題か」(元京都大学・小林圭二) ・ 現地からの報告 (大泉昭一、相沢一正)、青森と福井からの報告、原電申入れ報告</p>	<p>● 集会アピール (①これ以上の核被害の阻止、②東海第二と全国の原発でのプルサーマル反対、③もんじゅ・東海再処理・六ヶ所再処理の廃止、④原発新設反対と老朽原発の廃炉、⑤平和・環境・いのちを守る持続可能な社会の実現)</p>

その他の活動	県内の動き	全国の動きなど
3.27 動燃事故2周年全国集会（水戸市文化福祉会館）・市内デモ 10.1 知事・東海村長・JCOに申入れ 10.24 東海現地行動（JCO申入れ、村内デモ、原電・原研・核燃機構申入れ） 11.20～27 ハンガーストライキ実施 11.20 東海村住民アンケート報告書発行	9.30 東海臨界事故が発生 11.27 JCO臨界事故を考える県民シンポジウム（同実行委員会主催、茨城県・東海村ほか後援。笠松運動公園体育館）	9.14 プルサーマル燃料のデータ捏造が発覚（各原発で使用中止・計画延期） 12.2 大内久さん死去
3.11 再処理再開反対全国集会（水戸市文化福祉会館）・市内デモ 4.29 住民影響調査報告会（舟石川） 6.28 機構に公開質問（7.31、8.23 交渉） 7.23 丹野清秋代表が死去 9.14 県原子力審議会に再処理再開反対の申入れ（11.6 同知事申入れ） 10.22 東海現地行動（村内デモ、原電・原研・核燃機構・NDC・住金申入れ） 11.19 再処理再開抗議集会（東海現地）	1.23 東海村議に反原発の相沢一正氏当選 2.1～20 事故総合評価会議が住民生活影響調査実施（長谷川公一代表） 7.11 ノーニュークスアジアフォーラム茨城 9.30 JCO臨界事故1周年県民集会（実行委主催、茨城県・東海村ほか後援。水戸市茨城教育会館13：30～） 11.1 水戸地検がJCO職員6人を起訴 11.20 東海再処理工場が運転再開	2.22 三重県知事が芦浜原発計画白紙撤回 4.27 篠原理人さんが死去 12.19 六ヶ所再処理工場で使用済み燃料搬入開始
3.18 東海第二原発裁判控訴審結審審議会（水戸市自治労会館、3.29 同東京集会） 6.22 知事にITER誘致反対の申入れ 10.28 東海現地行動（原電など三者要請） 10.30 知事・那珂町長にITER誘致撤回要請 12.1 イーターなんかいらぬ全国集会（水戸市自治労会館）・那珂町内デモ 12.14 原電に出力低下事故で申入れ	4.27 チェルノブイリを忘れないで・救援コンサート（実行委主催・ひたちなか市文化会館） 6.3 ITER問題講演会（那珂町・イーターを知る会主催） 7.4 東京高裁で東海第二裁判の原告敗訴（原告は最高裁に上告） 8.26 東海村議補選で反原発・黒羽宏氏落選 12.4 東海原発の解体始まる	5.27 刈羽村の住民投票でプルサーマル反対が過半数を獲得 11.18 三重県海山町の住民投票で原発誘致反対派が圧勝
9.9 核燃機構との話し合い（6月に起きた開発室ブルトニウム汚染と通報遅れ問題等） 10.26 東海現地行動（核燃機構・原研・原電申入れ）	2.10-17 事故総合評価会議が第2次住民影響調査（4.14 中間報告会・舟石川コミセン） 4.29 映画「アレクセイと泉」上映会（実行委主催・東海文化センター） 6.30 実行委「ITER公開討論会」開催中止 9.3 大泉夫妻がJCOと住友金属鉱山を提訴（10.20 支援する会結成。11.13 第1回公判） 9.28 東海村主催「安心の村づくりシンポ」	5.29 ITER国内候補地が六ヶ所村になる 8.29 東電のトラブル隠し発覚（11月に福島第一原発1号炉に1年間の運転停止処分）
3.5 刑事裁判判決への見解を公表、JCOに撤退と民事訴訟への誠実な対応を申入れ 10.26 午前 原電・原研・機構に申入れ 10.26 午後 集会「原発安全神話を崩した30年・そしていま」（東海第二原発裁判原告団・弁護士ほか。村松コミセン）	3.3 水戸地裁で刑事裁判判決（JCO役員6人に最高刑が禁固3年・全員執行猶予。法人に罰金100万円。双方控訴せず確定） 5.18 神田香織講演「チェルノブイリの祈り」と村田光平トーク「未来への希望」（実行委主催・東海文化センター）	1.27 名古屋高裁金沢支部・もんじゅ設置許可無効判決（05年に最高裁で住民敗訴） 6.7 東京代々木公園で脱原発全国集会（5000人参加） 12.24 東北電力が巻原発計画を白紙撤回
4.27 茨城県・東海村・機構・原電にプルサーマル反対を申入れ 10.26 機構・原研・原電・JCO・住友金属鉱山に申入れ	1.18 東海村議選で相沢氏落選 4.11-12 国際平和巡礼団が東海村内で交流 11.2 最高裁が東海第二原発訴訟に上告棄却判決	8.9 美浜3号炉で5人死亡の配管破断事故が発生 12.21 六ヶ所再処理工場がウラン試験開始
1.22 東海第二原発裁判・最高裁決定報告集会（水戸市びよんど） 10.26 原子力研究開発機構に申入れ	9.26 JCO臨界事故健康被害裁判講演会（支援する会主催。講師・長谷川公一、石神コミセン） 10.1 原子力研究開発機構が発足	5.30もんじゅ訴訟、最高裁で住民側逆転敗訴 6.28 ITERの建設地がフランスのガダラッシュに決定 10.11 原子力政策大綱が決定
9.24 午前 プルサーマル反対を原電に申入れ 10.26 近時の原子力情勢を憂慮する声明	4.30 実行委主催「チェルノブイリ事故20周年とプルサーマルを考える」（今中哲二・伴英幸ほか。水戸市民会館） 6.18 同「NOプルサーマル・刈羽村民の選択に学ぶ」（近藤容人・長世憲知ほか。石神コミセン）	3.24 金沢地裁で志賀2号運転差止判決（09年3月に名古屋高裁金沢支部で逆転判決） 3.31 六ヶ所再処理でアクティブ試験開始 8.8 「原子力立国計画」決定 9.19 原発耐震設計の新審査指針決定

年	JCO 集会の概要	集会アピール等
2007	9.30 (日) JCO 東海村臨界事故 8 周年・健康被害賠償裁判判決勝利! 全ての原発を止める! 全国集会 (東海村石神コミセン)・村内デモ ・講演「科学にだまされない方法」(元九州大学・白鳥紀一) ・健康被害裁判の勝利に向けての報告 (相沢一正) ・柏崎刈羽原発の被害現地からの報告 (斉藤昭浩)	●集会アピール (① JCO 健康被害者裁判勝利、② 全国の原発裁判勝利と原発労働者の労災認定、③ 国の安全審査と原子力事業者の体質の根本的改善、④ プルサーマル反対と六ヶ所再処理・もんじゅの稼働阻止、⑤ 全原発の停止と原発のない社会の創造)
2008	9.28 (日) あれから 9 年忘れられない JCO 事故 9 周年集会 (東海村石神コミセン)・村内デモ ・講演「原発は地球温暖化対策の切り札じゃない」(原子力資料情報室・西尾漢) ・行動提起 (JCO 健康被害裁判、六ヶ所再処理、地震と柏崎刈羽原発、原子力空母横須賀母港化、もんじゅ再開と MOX 輸送)	●集会アピール (① 原発は地球温暖化の切り札ではない、② 六ヶ所再処理工場の停止、③ 柏崎刈羽原発運転再開反対、④ 原子力空母の横須賀母港化反対、⑤ もんじゅ再開と MOX 燃料輸送反対、⑥ JCO への謝罪要求と健康被害者裁判勝利)
2009	9.19 (土) 問い続けよう! JCO 臨界事故 10 周年集会 (東海村文化センター)・村内デモ ・シンポジウム「東海村臨界事故は私たちに何を教えたのか」(NHK 放送文化研究所主任研究員・七沢潔、相沢一正、大泉昭一、伴英幸、司会: 河野直哉)	●集会アピール (① 老朽化原発の運転停止、② もんじゅ廃炉、③ 六ヶ所再処理工場停止、④ プルサーマル計画廃棄、⑤ エネルギー消費の削減に向けた政策転換、⑥ JCO 事故の教訓を生かして放射能の出ないエネルギーを推進する)

資料: 実行委員会作成の各年「JCO 集会」資料、反原子力茨城共同行動が発行してきたニュース、反原発運動全国連絡会発行の月刊「反原発新聞」の記事等を参照することにより、河野が作成した。

評価会議『JCO 臨界事故と日本の原子力行政——安全政策への提言』七つ森書館、2000 年、⑤ JCO 臨界事故総合評価会議『青い光の警告——原子力は変わったか』七つ森書館、2005 年、の 2 冊にまとめられた。

原因論や地域社会論などからまとめた文献も発行された。たとえば、「JCO の操業違反」という表面をみるだけでは、事故真因は明らかにできないと論じたものに、⑥ 植田敦『東海村「臨界」事故』高文研、2003 年、⑦ 七沢潔『東海村臨界事故への道』岩波書店、2005 年、などがある。地域住民の視点で事故を扱ったものでは、⑧ 相沢一正・丹野清秋編著『眠らない街——検証東海臨界事故』実践社、2000 年、⑨ 臨界事故の体験を記録する会『東海村臨界事故の街から——1999 年 9 月 30 日事故体験の証言』旬報社、2001 年、が注目される。他に、地域社会研究の視点で事故を扱った、⑩ 齊藤充広『原子力事故と東海村の人々』那珂書房、2002 年、大量被曝した従業員が死亡するまでの治療経過を追っ

た、⑪ NHK 取材班『東海村臨界事故被曝治療 83 日間の記録』岩波書店、2002 年、世論動向を扱った、⑫ 岡本浩一他『JCO 事故後の原子力世論』ナカニシヤ出版、2004 年、などもある。

(3) 茨城県における「反原子力運動」と JCO 事故

このように、JCO 事故に関連した文献は多数あるが、多くはジャーナリズムや科学研究面のもので、地域住民や住民運動の視点で事故を論じたものは少なかった。また、その典型と考えられる文献⑧⑨も、事故からあまり時期を経ないうちに刊行されたためにその後の運動展開等を知ることにはできないが、実際には健康被害者が起こした裁判、脱原子力の地域づくりを求める運動、原子力事業者や関係機関に対する要請活動などが、今日まで継続されてきたことを忘れてはならない。上記の文献にはそれらが収められていない点に難があるほか、市民団体については活動の経

その他の活動	県内の動き	全国の動きなど
4.5 東海第二原発の事故隠し・法令違反等発覚で原電に運転停止・総点検を申入れ 4.10 「日本原電の事故隠蔽・改ざんに抗議する緊急集会」（水戸市自治労会館） 7.17 新潟県中越沖地震を受け原電に東海第二原発の即時停止を申入れ	3.30 日本原電が東海第二の点検結果を発表（多数の事故隠蔽・データ改竄等判明）	3.15 志賀1号炉での臨界事故隠し発表 3.22 福島第一3号炉の臨界事故隠し発表 3.25 志賀原発、能登半島沖地震で設計基準越す揺れ 4.22 東洋町長に高レベル誘致反対派当選 7.16 新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原発が被災
10.27 原電と東海第二の高経年化対策や耐震安全対策等で交渉	1.20 東海村議選で相沢氏当選 2.27 水戸地裁が大泉裁判に原告敗訴の判決（東京高裁に原告控訴） 7.6 実行委主催「洞爺湖サミットを問う」（蓮井誠一郎、河野直践。水戸市びよんど）	10.22 山口県知事が上関原発公有水面埋立を許可（09年4月・中電が敷地造成着手） 12.22 中部電力が浜岡1・2号炉廃炉を決定（かわりに6号炉を増設）
10.26 茨城県知事・東海村長・原子力機構・原電の4者に申入れ（JCO事故被害者の救済と防災体制確立、安全管理の徹底、プルサーマル反対、脱原子力の地域づくり、エネルギー政策の転換など）	5.14 東京高裁が大泉裁判を棄却（25日・最高裁に上告） 5.17 実行委「映画・六ヶ所ラプソディ&トーク in 東海村」（原子力資料情報室・沢井正子、相沢一正、河野直践。東海文化センター） 6.28 支援する会集会「JCO健康被害裁判の意義と高裁判決批判」（医師・佐藤健二、弁護士・海渡雄一・伊東良徳。中丸コミセン）	3.5 MOX燃料フランス出港（5月に浜岡・玄海・伊方原発到着） 5.9 柏崎刈羽7号炉が運転再開 6.24 もんじゅ再開に向け燃料交換開始 10.3 東京明治公園で「ノーニュークスフェスタ2009」開催

過等を意識的に整理しておかないと、資料が散逸したり関係者の話を聞くことが困難になるという問題も存在する。

そこで、本論では茨城県内を舞台に原子力批判の活動を続けてきた、代表的な市民団体である「反原子力茨城共同行動」を取り上げ、その活動の軌跡を整理する作業を行う。また、かかる作業をとおして、この市民団体が提起してきた問題や、運動の役割や今日的な課題を考察する。なお、筆者は農業経済論と協同組合論を専門としてきたが、隣接分野である環境研究の視点で、原発問題をしばしば論じてきた経緯がある。また、人々の運動という視点で見ると、協同組合運動は市民・住民運動等とも重なる面があるので、環境問題をテーマにした市民・住民運動の分析も行ってきた経緯がある。したがって本論は、このような筆者の過去の研究の延長線上に位置するものである¹⁾。

2. 茨城県における反原子力運動・10年の足跡——「JCO集会」を中心に

(1) 「反原子力茨城共同行動」とは何か

「反原子力茨城共同行動」（以下「共同行動」と略す）は、茨城県内で原発問題等に取り組んでいる、さまざまな市民団体や個人のネットワーク組織である。旧ソ連で発生したチェルノブイリ原発事故（1986年）を契機に、原発反対の運動が広がるなか、1988年に発足した歴史がある。以来、共同行動では原発問題の講演会や学習会、集会やデモなどのイベント、原子力事業者や行政機関への申入れなどを行ってきたが、ゆるやかなネットワーク組織であるから、所属団体やメンバーの数などは不定である。活動も、誰かの提起に賛同した者がそのつど集まって、役割分担をする形で行われてきた。

したがって、原発をテーマに茨城県内で行われている運動には、「共同行動」としての取り組みのほかに、各団体が取り組んでいる

ものもたくさんあるが、共同行動では30年にわたって続けられてきた東海第二原発裁判の支援、原発や再処理工場等の原子力施設による汚染や事故への対応に力を注いできた。とくに90年代末には、97年に起きた当時の動燃（98年に核燃料サイクル開発機構に改組。以下「サイクル機構」と略す）のアスファルト固化施設爆発事故に対する抗議行動などに取り組んでいた。そうしたところにJCO

事故が発生したことから、以後はこの問題が取り組みの柱になっていったのである。

前述のように、共同行動はネットワーク組織であるから、特定の指揮命令系統にもとづいて動くものではない。だが、原子力事業者や関係機関等との接触にあたっては、いちおうのまとめ役が必要となるので、メンバーの合議にもとづいて「代表」を置いてきた。発足以来の代表は茨城大学農学部の教授・丹野

-
- 1) 筆者が執筆した論文等で本論に関係したものは、以下のとおり（なお、これらの一部は、河野直践『食・農・環境の経済学』七つ森書館、2005年、同『人間復権の食・農・協同』創森社、2009年に、加筆修正のうえで収録されている）。
- (A) JCO事故関連：①「地域農業振興と環境政策——転機に立つ『原子力との共存』路線」『21世紀の茨城農業・農村振興プロジェクト調査研究報告書、茨城大学学長裁量経費報告書、2001年。②「JCO事故1周年の教訓」『茨城の地域と自治』第7集、2001年。③「原子力災害と食料・農業問題——『共存路線』の困難をめぐる一考察」『茨城大学地域総合研究所年報』第34号、2001年。④「地域農業論からみた『東海臨界事故』の論点と考察」『茨城大学地域総合研究所年報別冊・東海村臨界事故と地域社会』、2002年。
- (B) 原発と農業の関係：①「原子力施設の立地と地域農業——統計と事例が語る『負の相関』」『茨城大学政経学会雑誌』第72号、2002年。②「原子力施設の立地と農林漁業——『いのち』の視点を取り戻すために」『原子力資料情報室通信』第400号、2007年。
- (C) 各地の原発反対運動に関して：①「農業者による原発反対運動の展開と地域農業振興の足跡——高知県窪川町と宮崎県串間市の事例から」『茨城大学地域総合研究所年報』第35号、2002年。②「電力事業改革と経済民主主義——住民運動の発掘を中心に」『茨城大学社会科学論集』第39号、2003年。③「『SAVE 芦浜基金』活動の研究」『茨城大学社会科学論集』第38号、2003年。④「原子力施設の立地問題と地域農業・農村振興の課題——各地における農業者・住民の対応実態調査をもとに」『東海村原子力防災対策と地域社会』、茨城大学地域総合研究所、2005年。⑤「農業経済論・協同組合論からみた原発問題——反対運動と電力事業の主体論を中心に」『えんとろびい』第60号、2007年。
- (D) 短評・新聞記事等：①新聞記事「原子力災害と食料・農業・健康」『茨城新聞』（21世紀の暮らしを考える・茨城大学公開講座から）、1999年12月11日づけ。②新聞記事「農家・消費者の連携願う」『毎日新聞』（連載・21世紀茨城の100人）、2001年7月30日づけ。③「あまりに短かった『丹野親分』とのつきあい」『一生感動・丹野清秋さんを追悼する』同書刊行委員会（非売品）、2001年。④「核分裂と核融合」『浜ぼうふう』第8号、脱原発とうかい塾、2002年。⑤「『普段着の科学者』に近づくこと」『市民科学通信』、七つ森書館、2003年。⑥「親会社の責任」「証人全員の採用を実現させよう」「原告自らの思いが語られる次回公判の傍聴にかけつけよう」それぞれ『JCO臨界事故健康被害裁判ニュース』第2、14、20号、それぞれ2003年、2005年、2007年。⑦新聞論説「未来を開く鍵」『反原発新聞』、2005年9月号。⑧新聞記事「座談会・農林漁業を活性化し、地域の力で原子力施設をなくしていこう」『反原発新聞』、2009年1月号。

清秋氏で、JCO事故以来の行動をすすめるにあたっては氏とその任にあっていたが、2000年7月に病気で故人となったため、以後は筆者（河野直践）が形式上の「世話人」をつとめている（連絡・調整作業などには筆者の手に余るものがあるので、実務の多くは水戸在住の根本がん氏に負っている）。

筆者が茨城大学に赴任したのが98年10月、茨城県に居を移したのが99年9月、本団体との接触は99年10月3日の「JCO事故緊急集会」に出席して発言したのが最初であったから、それ以前の本団体の活動については詳しく知る立場にない。しかし、本学に赴任する以前から筆者が首都圏で原発問題に関わっていたことや、キャンパスが異なるとはいえ、故・丹野教授の同僚（専門分野も同じ農業経済学）であったことなどから、「世話人」を引き受けることになったため、その後の活動については、筆者が全体を把握する立場にある。したがって、以下では主としてこうした立場で筆者が手元に所蔵している共同行動の資料に依拠して、活動の歩みなどを整理する²⁾。

具体的に述べると、共同行動ではJCO事故以来、この事故をテーマにしたおおむね500人規模の集会を、東海村か水戸市のいずれかで毎年開催してきた（以下「JCO集会」と略す）。むろん、この集会の開催は共同行動の活動の一部にすぎず、原子力をめぐる各

種の問題に対していろいろな活動を行ってきたのが実情であるが、「JCO集会」を追っていくと、共同行動が事故をどのような視点でとらえ、何を提起してきたのかがよくわかる。そこで、JCO集会の概要とそこで採択された集会アピールの内容、共同行動が行った他の主要な活動、原子力の問題をめぐる県内や全国の動きなどを、別掲の表にまとめてみた。以下ではこれに沿って、JCO集会を軸に共同行動の取り組みをみていく³⁾。

(2) 1999年の情勢と活動

共同行動はこの年、上述の「動燃事故」に対する抗議や、同事故を受けて停止していた再処理施設の再開に反対する活動に取り組んでいたが、JCO事故の発生を受けて、翌日の10月1日に自治労との連名で、茨城県知事・東海村長・JCOの社長と東海事業所長に申入れを行った。内容は、情報公開と安全対策の徹底、第三者機関による原因究明を共通して求めるとともに、JCOには汚染除去と各種被害への補償を、知事と村長には東海再処理工場の再開断念と、各種原子力施設の操業一時停止をあわせて求めるものであった。

10月3日（日）には、水戸市の自治労会館で、共同行動主催の「緊急抗議集会」を開催した。150人ほどの参加があったが、事故原因はもとより被曝や汚染の状況も関係機関が把握に取りかかったばかりの段階であった

-
- 2) なお、共同行動の活動については、メンバーの一人が開いた「かんそいも通信」のホームページに、脱原発とうかい塾の活動とあわせた詳しい年表があるが、05年で途切れており、ホームページ更新も最近滞っているので、近年の動きを追うには難がある。
- 3) なお、JCO事故をめぐってこれとは別に、労組や諸団体を軸にした実行委員会形式の集会（実行委員長・田村武夫氏）が、毎年100人規模で東海村で開かれてきた模様である。だが、その集会は「臨界事故を忘れず原子力事故を繰り返さない」ことが趣旨ではあるが、反原発の立場からのものではない。そのために、共同行動としても筆者個人としても当該集会には特段の関わりをもってこなかったため、その記録や評価は当事者の手に委ねることとし、ここではふれない。また、共同行動の活動や課題に関する本論の評価は、あくまでも一研究者としての立場に基づくものである。したがって、以下は組織としての公式見解ではないし、メンバーの間には多様な評価もありうることに注意されたい。

から、JCO 近傍の放射能測定を早期に行った京都大学・萩野晃也氏を迎えつつ、住民みずからが入手した各種の情報をもとに、事故の経過や問題点を発表する形をとった。そして、①政府・自治体による環境・健康調査と相談の継続的実施、②関係機関による全事故情報の公開、③第三者機関による原因究明、④広範な住民の避難を想定した原子力防災の見直し、⑤原子力政策の見直し、⑤プルサーマル計画と東海再処理工場再開の凍結、を求めるアピールを採択するとともに、関係機関への要請、東海村住民アンケート⁴⁾、東海村での集会開催などの行動計画を決定した。

それを受けて、東海村民に対するアンケートや、学生メンバーを中心にした水戸駅前でのハンストを含む街頭宣伝活動などが始められたが、10月24日(日)には、共同行動主催の「東海現地行動」が行われて、約150人が参加した。午前中にJCOへの申入れを行ったのち、午後には日本原電からスタートして原研を経てサイクル機構までの道のりをデモしながら、これらの各施設に申入れを行った。そして、最後に村松コミュニティーセンター(以下「コミセン」と略す)で、プルトニウム問題に詳しい海外の研究者と、低線量被曝の問題に詳しい元埼玉大学・市川定夫氏を講師に招いて集会を開いた。

JCOへの抗議行動にとどまらない、こうした形態の行動がとられたのは、次の二つの理由による。第一は、原子力推進の側では以前から10月26日を「原子力の日」と定めて宣伝活動をしてきたため、反原発運動の側でもそれに対抗するべく、同日に各種のイベントを全国で行ってきた経緯があったためである。共同行動も以前からこうした形で10月

26日の前後に、東海村で集会や申入れなどの行動を行ってきたので、99年にはJCO事故の問題も組み込む形で「現地行動」が行われたのである。

第二は、共同行動がJCO事故はそれ単独の問題ではなく、日本の強引な原子力推進政策、とりわけ世界の趨勢にも反した「プルトニウム利用路線」⁵⁾の一コマとして生じたものだととらえたことによる。というのも、JCO事故は同社がバケツを利用したり、貯塔にかえて沈殿槽を用いていたという違法な製造過程を採用していたとしても、通常の原因燃料を製造していれば起こりえなかった事故であり、プルトニウム利用炉であるサイクル機構の高速実験炉「常陽」の「マーク3」という、濃縮度のとくに高い燃料(ウラン濃度18.8%)の製造中に起きたからである。だとすれば、JCOや親会社である住友金属鉱山のみならず、かかる特別な燃料を液体という臨界の起きやすい形態で短期間のうちに製造し、均質な濃度で納品せよという過酷な発注を行ったサイクル機構にも、責任の一端がある。また、JCOに高濃縮ウランの扱いを安易に認めただけに、違法な操業を野放しにするなど監督を怠ってきた国や原子力安全委員会にも、大きな責任があると共同行動では考えた(実際には、旧動燃からの出向者が安全審査を担当していたのが実態であった)。

振り返れば、97年に爆発事故を起こした動燃の再処理工場は、プルトニウム利用を目的にした施設であったし、99年の9月にはプルサーマル燃料の品質データの捏造が暴露されて社会問題化し、各原発での使用計画が頓挫する結果になった。そんな矢先に、動燃のプルトニウム炉「常陽」の燃料を作ってい

4) 調査結果は、11月27日づけで共同行動編集・発行の報告書として公表した。

5) ウランを燃料にした従来型原発を運転するだけでなく、その使用済み燃料を再処理してプルトニウムを抽出し、より危険性が高いといわれる高速増殖炉の燃料にしたり、原発の燃料に混ぜて用いること。後者は「プルサーマル」「MOX」と呼ばれる。

てJCO事故が起きたとなれば、「根は一つ」である。そこで、この日の集会では「JCO 臨界事故抗議集会」という名称に、「東海再処理施設運転再開阻止」という副題がつけられて、招聘講師による講演と報告、集会アピールの採択が行われた⁶⁾。以後、共同行動では一貫してかかる視点でJCO事故の責任を追究するとともに、事故によって起きた各種の問題解決と、プルトニウム利用を筆頭とした日本の原子力政策の根本的な見直しを、一体のものとして求めていくことになる。

(3) 2000年の情勢と活動

幸いにして、事故による環境の放射能汚染は軽微であったが、多くの住民等が中性子線による被曝を受けたうえに、農産物の販売不振や観光客の減少などの悪影響が広域かつ長期に及ぶ心配が出てきた。こうしたなかで、08年の11月27日には笠松運動公園の体育館で大規模な「県民シンポジウム」⁷⁾が開催され、村民や県民のあいだで原子力不信の声が高まっていった。09年1月23日に行われた東海村の村議会議員選挙は、こうした情勢下のものであったから、東海第二原発裁判の原告となるなど原発問題にかねてから取り組んできた東海村在住の相沢一正氏が「脱原発」を掲げて立候補し、当選を果たした。

ところが、原子力安全委員会が事故調査委員会を組織してまとめた最終報告では、事故が住民生活や地域社会に及ぼした影響については言及がなく、住民の被曝線量評価についても、薄弱な根拠によって繰り返し下方修正

がなされた。かかる動きに対し、原水禁国民会議と原子力資料情報室は、研究者や市民などをメンバーに合同で「JCO 臨界事故総合評価会議」を発足させて、政府から独立した立場で事故原因の調査や、環境・健康・地域への影響、原子力政策のあり方などを評価する活動に乗り出したので、第三者機関による事故原因の解明を求めている共同行動は、それに協力する姿勢をとった。2月には東北大学・長谷川公一氏のもとで行われた近隣住民の大規模な訪問・聞き取り調査（生活影響調査）にメンバーが調査員として協力し、4月には調査結果の中間報告会を東海村で開催した（最終結果は9月にまとめられ、前出のように七つ森書館から公刊された）。

いっぽうで旧動燃（サイクル機構）は、97年の爆発事故と95年のナトリウム火災事故でそれぞれ止まっていた、東海再処理工場と高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県）の運転再開をめざした。そこで、共同行動は3月に、動燃事故市民調査会・原水禁・原子力資料情報室とともに、水戸市で「再処理施設運転再開反対全国集会」とデモ行進を行うとともに、サイクル機構に公開質問状を発して、再処理工場の再開阻止に向けた交渉を繰り広げた。再処理と高速増殖炉・プルサーマルの推進路線は、原子力発電のなかでもとくに危険が大きいだけでなく、経済面から見てもメリットがなく、必要性・合理性がないのでやめるべきだ、というのが共同行動の基本姿勢であった。

9月24日（日）には、東海村の中丸コミ

-
- 6) アピールの内容は10月3日の緊急集会のそれと重なる点が多いが、その後もJCOの施設から放射性物質が環境に放出されていることが判明したので、施設の完全な遮蔽を求めることや、国による一元的な原子力防災を想定した法律制定に反対すること（防災は自治体を中心となり、国が後押ししていく体制を求める内容）も盛り込まれた。
- 7) この集会は、大串啓子・加藤木直・茨城県教職員組合・自治労茨城県本部を主体とする実行委員会の主催、茨城県・東海村・近隣各町村・茨城県農協5連・茨城県漁連・コープあい・日立市民生協・連合茨城などの後援によって開かれた。

センで、共同行動・原子力資料情報室・脱原発とうかい塾・JCO 臨界事故被害者の会・水戸シビックアクション・原子力行政を問いなおす宗教者の会など、県内外からの共同の呼びかけによって、「とめよう再処理！ JCO 臨界事故を風化させない全国住民のつどい」が開かれ、約 400 人が参加した。この集会では、JCO 事故の被害実態や国・サイクル機構なども含めた原因・責任問題の解明をはかることと、東海再処理工場の運転再開を阻止することが一体的に扱われ、核化学や放射線被曝の専門家からの問題提起と、地元住民からの問題提起が重ね合わされた。集会では、JCO の隣接に工場を運営していてみずから被曝したことを契機に、周囲の人々に呼びかけて「臨界事故被害者の会」を組織して JCO との交渉にあっていた大泉昭一氏（のちに JCO を相手に民事訴訟を起こした）も登壇し、集会後には村内デモが行われた。

さらに、事故から 1 年後の 9 月 30 日（土）には、水戸市の茨城教育会館で「JCO 臨界事故 1 周年全国集会」が開かれた。この集会は、共同行動・原水禁・原子力資料情報室・茨城平和擁護県民会議の 4 者の共催によるもので、以後この 4 団体の共催で、集会が毎年開催される運びとなった。集会では JCO 臨界事故総合調査会議からの報告、相沢東海村議からの報告、東海再処理工場の再開問題に関する提起等があり、①政府・原子力安全委員会の責任の明確化、②発注者である旧動燃の責任追及と再処理工場の運転再開反対、③被曝者に対する補償の徹底と心身のケア、④原

子力政策の転換を求める決議を行い、終了後は市内デモが行われた⁸⁾。さらに 10 月 22 日（日）には、共同行動主催で「反原子力の日・東海現地行動」が実施された。内容は、原電、原研、サイクル機構と、JCO の親会社である住友金属鉱山のエネルギー・環境事業部技術センター、原子力燃料を開発している三菱傘下のニュークリア・デベロップメントへの申入れと、村内デモであった。

いっぽう、JCO 事故の刑事責任については、11 月 1 日に水戸地検が JCO の職員 6 人を起訴したため、その後は水戸地裁での裁判に移行することになったが、あたかもそれを待っていたかのようなタイミングで、11 月 10 日に茨城県と東海村は、再処理工場の運転再開にゴーサインを出し、20 日から再開する運びとなった（サイクル機構の再開申請に県の原子力審議会は 9 月 26 日に容認の方向を確認し、10 月 30 日にそれを答申として県に提出した。共同行動は 11 月 6 日に知事に再開反対の申入れを改めて行ったが、県と村は 10 日に容認を正式に回答したため、サイクル機構は 20 日から再開するとした）。

そこで、再開予定前日の 19 日（日）に、共同行動はサイクル機構の正門前で抗議集会を開いて、県内外の 30 ほどの団体・個人の連名で、①運転を再開せず厳重な検査・点検・防災計画の樹立を行うこと、②臨界事故の起きた JCO のウラン溶液の再処理は行わないこと、③事務部門を含めた施設公開と住民の抜き打ち検査を受け入れること、を求めた。②は、再処理工場再開における最初の作業に、

8) なお、同日には 13 時 30 分から同会館で、実行委員会主催、茨城県・東海村などの後援による「JCO 臨界事故 1 周年県民集会」が開かれた（実行委員会の主体はエコネットいばらきの大申啓子・茨城県教職員組合・全国農団労茨城県農協労連・自治労茨城県本部で、後援団体には各自治体・JA 茨城県連合・茨城県漁連・ハイコープ・連合茨城などが名を連ねた）。この集会は、原子力防災・安全規制の強化を求める立場からのもので、原発反対の姿勢からのものではなかったが、安全・防災・補償対策の面では 4 団体主催の「全国集会」と重なっており、開催にあっても前者の終了後に同じ場所で後者の集会を開く形がとられたから、双方に参加した人も少なくなかったとみられる。

「新型転換原型炉・ふげん」の使用済み燃料とあわせて、JCOのウラン溶液再処理が掲げられたことによる。事故を起こしたJCOのウラン溶液には放射性物質が含まれてはいたが、多くは短寿命核種で量的にも僅かであったから、再処理せずに保管して放射能の減衰を待つのが合理的と思われた。そこで、共同行動はJCOのウラン溶液再処理は工場再開のための口実にすぎず、JCO事故の重要証拠も隠滅するものだと強く批判したが、サイクル機構は20日に運転再開を強行した。

(4) 2001年の情勢と活動

この年には、1973年の提訴から長く続いてきた東海第二原発の設置許可取消訴訟の控訴審（東京高裁）が結審を迎えたので、共同行動では原告団とともに判決勝利に向けた集会を3月に茨城（水戸市）と東京の双方で開いた。だが、7月の判決で住民側は敗訴となり、原告は最高裁に上告した。

また、新たな原子力施設である国際熱核融合炉（ITER）を那珂町に誘致する計画が本格化し、那珂町の住民を中心にITER誘致に疑問を抱く人々が学習会を開くなどの動きが出てきた。ITERには安全上の問題が多々あるのみならず、経済性や必要性も疑問視する専門家が多いことを共同行動では重視し、6月には脱原発とうかい塾（青木総一郎世話人）との連名によって誘致反対の申入れを知事に対して行い、10月にも知事と那珂町長に誘致撤回を求める申入れを行った⁹⁾。また、12月には苫小牧市や六ヶ所村など他の国内候補地での誘致反対運動との連携をはかって、「イーターなんかいらぬ全国集会」を水戸市で共同開催するとともに、那珂町でデモ行

進を行った。

いっぽう、JCO事故の責任問題については、刑事裁判の過程で矮小化の傾向が顕著になった。というのも、刑事裁判では6人のJCO関係者と会社としてのJCOの責任が追及されたが、親会社・発注者・監督官庁等の責任問題は不問に付されたからである。罪状も、大量の放射線を浴びて死亡した2名のJCO従業員に対する業務上過失致死と違反操業のみで、多数の住民を被曝させたことに関しては直接に罪を問われなかった。補償交渉も、秋の時点で約7,000件に対して145億円を支払う方向に向かったが、JCOは健康被害の存在を認めようとしなかった。また、農産物の販売不振等も長期化するなかで、提示された補償内容に不満を抱く住民や企業も多く、交渉が暗礁に乗り上げる傾向が出てきた。

「JCO事故2周年」を問う集会は、こうした情勢下のものであったから、「なんにも解決なんかしていない！」をスローガンに掲げ、水戸市の茨城県教育会館で前年同様の4団体の共催で9月30日（日）に開催され、約800人が参加した。集会では大量被曝して死亡したJCO従業員の被曝治療の経過をドキュメント番組化したNHKプロデューサー・右田千代氏の講演が行われ、次に市民サイドで行われた住民の被曝線量調査や社会調査の報告、行政が実施している防災訓練の実態についての報告、「臨界事故被害者の会」の大泉昭一代表からの訴えなどがあった。そして、①事故原因と責任の明確化、②被曝者への補償と援護の確立（無償・無期限の健康診断の実施と健康手帳の交付、被曝線量評価の見直し）、③関連情報の公開と市民・政府の公開討論の場の設置を求めるアピールを採択

9) ITERについては92年に那珂町長が科学技術庁長官に誘致を陳情、95年に茨城県議会が誘致の意見を採択、96年に知事が誘致を表明、01年に那珂町議会が誘致を決議した。しかし、北海道苫小牧市や青森県六ヶ所村も名乗りを上げたため、02年にこれらのうちから国が国内候補地を選定する運びとなった。

し、閉会後には市内デモが行われた（さらに、10月28日（日）には共同行動主催の「東海現地行動」として、原電など3つの原子力事業者に対する申入れと、東海村内デモが行われた）。

なお、01年には原発問題に関連して他にも動きがあった。一つは、同年がチェルノブイリ事故から15年目にあたっていたために、共同行動メンバーを含む市民の手で実行委員会が組織され、4月にひたちなか市文化会館で「歌と語りの夕べ——チェルノブイリを忘れないで・救援コンサート」が開かれたことである。なりゆき上、筆者が実行委員長を務めたが、ウクライナ・ベラルーシの被曝者を招いて開かれた集いには、約700人の参加があった。もう一つは、東海村の村議補選（8月）に共同行動や脱原発とうかい塾のメンバーでもある黒羽宏氏が立候補したことである。1議席を3名の候補者で争った結果、氏は当選には至らなかったものの、前回の村議選で当選した相沢氏の得票数（811票）を大幅に上回る、1,337の票を得て2位となった（投票総数は10,107）。

(5) 2002年の情勢と活動

住民の健康被害や補償などの問題が解決しないなかで、前出の「JCO 臨界事故総合評価会議」は、その後の住民の健康や生活状況、意見などを把握する目的で、「第2次住民生活影響調査」を実施することになった。そこで、共同行動では2月に調査員を募るなどして、これに再び協力した。いっぽう、「臨界事故被害者の会」とJCOとの交渉は決裂し、大泉昭一・恵子の夫妻はみずからの健康被害を理由として、9月3日にJCOと住友金属鉱山を相手に裁判を起こした（10月20日には有志の手で「臨界事故被害者の裁判を支援する会」も結成され、11月13日に第1回公判が水戸地裁で開かれた）。

このため、「JCO 臨界事故3周年全国集会」

は、東海村の石神コミセンに場所を移し、この二つをテーマにして9月29日（日）に開催され、約600人が参加した。総合評価会議の中間報告として、伊藤良徳弁護士と長谷川公一東北大学教授の講演があり、続いて臨界事故被害者裁判の原告である大泉昭一氏と、支援する会準備会の藤井学昭氏（東海村在住・僧侶）からの訴えがなされた。さらに、青森県から六ヶ所再処理工場の建設中止を求める報告があり、①JCO事故の被害実相・被曝実態の解明と被曝者支援、②国や旧動燃も含めた事故原因の徹底究明、③脱原子力への転換、を求めるアピールを採択した。

また、この年の8月には、東京電力が福島第一・第二原発や柏崎刈羽原発で、炉心シュラウドやジェットポンプの事故を長期間隠蔽していたことが明るみに出た（これを皮切りに、各種の事故隠しや不正行為等が他の電力会社の原発でも行われていたことが判明し、以後数年間にわたって「原発トラブル隠し」が社会問題化した）。そこで、「3周年集会」では上述のアピールとあわせて、①各地の原子力事業者による事故隠しと国の監督不備を糾弾するとともに、②施設の総点検と連絡通報体制の根本的見直し、③「傷つき原発」の即時停止と全事故データの公開、④プルサーマル計画の撤回と再処理工場の稼働停止、を求める「原子力施設の事故隠しを許さない！ 特別アピール」を採択し、村内デモを行った。また、10月26日（土）には共同行動主催で、日本原電・サイクル機構・原電の3者に対する申入れと、村内でのビラまき等の「東海現地行動」が行われた。

いっぽう、ITER誘致については、5月29日に那珂町が国内候補地から外されて、六ヶ所村が選定された。住民のあいだでは大江志乃夫氏を代表に17人の呼びかけ人を集め、賛否双方の立場の専門家を招く形でITERの是非を問う公開討論会を6月30日に茨城大学で開く企画が進められていたが（事務局・

谷田部裕子氏)、那珂町が落選したことを理由に茨城県が参加を断り、それを受けて原研も不参加に転じたため、企画は中止となった。また、同年には黒羽宏氏を代表とする実行委員会が組織され、前年に開かれた「チェルノブイリ救援コンサート」の流れを汲む形で、チェルノブイリ事故による汚染問題を扱った映画「アレクセイと泉」の上映会が、4月29日に東海文化センターで開かれた。

(6) 2003年の情勢と活動

水戸地裁で行われてきたJCO事故の刑事裁判に関して、03年3月3日に判決が出された。内容は越島元事業所長が禁固3年と罰金50万円、他の5人が禁固3～2年、法人としてのJCOが罰金100万円で、全ての禁固刑に執行猶予がつけられた。

これに対して共同行動は、不十分な裁判・判決だとする見解を5日に公表した。①裁判の枠組みが作業員2名の死亡に対する責任と原子炉等規正法上の「変更の許可および届出」違反にすぎず、住民を被曝させた責任は問われていない、②JCOの組織ぐるみの犯罪であったのに社長の責任は問われていない、③親会社・発注者・監督機関の責任も問われていない、というのが批判の内容であった。また、共同行動は同日にJCOを訪問して、東海事業所の撤退と被害者裁判への誠実な対応を求める旨の申入れを行った。しかし、水戸地検も被告側も控訴しなかったため、一人の実刑もないまま、18日に刑が確定した。

いっぽう、県外に目を転じると、反原発に有利とみられる動きが目立ってきた。00年には30年以上も争われてきた芦浜原発の建設計画を三重県知事が白紙撤回し、01年には新潟県刈羽村と三重県海山町で、プルサーマルの実施と原発の誘致をめぐる住民投票に反対派が勝利した。03年1月には「もんじゅ」の設置許可無効確認訴訟に、名古屋高裁金沢支部が住民側勝訴の判決を出し、12月には

電力会社の判断で石川県の珠洲原発計画が凍結され、96年の住民投票で反対派が勝利した新潟県の巻原発計画も、白紙撤回された。こうしたなか、6月には「原発やめよう全国集会2003」が東京の代々木公園で開かれ、5,000人の参加があった。また、茨城県でも昨年と同じく黒羽宏氏のもとに実行委員会が作られて、原発問題をテーマにした「講談とトーク」が、5月に東海文化センターで開かれた。

以上のような情勢を受けて、「JCO 臨界事故4周年全国集会」では、「いまこそ流れを変えよう！市民・住民のつどい」という副タイトルがつけられた。開催日は9月28日(日)、場所は前年と同じ東海村の石神コミセンで、約500人の参加があった。内容も副タイトルに合わせて、JCO 臨界事故被害者裁判の状況報告に加えて、「変わりはじめた原子力裁判」「夏の電力需給の分析と問題点」という講演が行われるなど、視点を拡大したものとなった。そして、臨界事故被害者裁判への誠実な対応、原子力事業からの撤退などをJCOに求める集会決議を採択したあと、東海村役場までデモ行進が行われた。

また、同日の午前中には同じ場所で、実行委員会形式による「プレ企画」も行われた。「新エネルギーと新しい村づくり」をテーマにしたもので、「風車による市民発電」「生ゴミ堆肥化と地産地消の町づくり」について、青森県と山形県からそれぞれ講師を招くとともに、県内からも循環型農業をめざした農業高校の実践報告があり、交流が行われた。

さらに、10月26日(日)の共同行動主催「東海現地行動」では、3つの原子力事業者に対する申入れに加えて、村松コミセンを会場に、東海第二原発裁判原告団との共催による集会が開かれた。「原発安全神話を崩した30年・そしていま」と題した企画で、原告や弁護士を囲んで、最高裁に上告中の当該裁判のあゆみ・論点等を話し合った。

(7) 2004年の情勢と活動

このように、JCO事故の発生や各地の住民運動などをとおして、原子力推進に若干のブレーキがかかるかに見えたのが、03年頃までの情勢であった。だが、04年には県内・県外を問わず運動側はしだいに厳しい局面に立たされるようになった。1月の東海村議選で相沢一正氏は議席を失い、11月には最高裁で東海第二原発裁判の原告敗訴も決まった。3月には九電と原電が、玄海・敦賀・東海の各原発で早ければ08年度にプルサーマルを実施するとの計画を発表、12月には青森県の六ヶ所再処理工場でウラン試験がスタートした。また、8月には福井県の美浜原発で配管破断によって5人の労働者が死亡するという、「JCO事故の教訓」を忘れたとしかいえないような悲惨な事故も起きた。

そこで、共同行動では4月27日に、茨城県・東海村・原電・サイクル機構の4者に対し、プルサーマルに反対する旨の申入れを行った。また、「反原子力の日」の行動として10月26日には、原電・サイクル機構・原研に、①すべての原子力施設の停止と総点検、②プルトリウム利用路線からの撤退、③住民の意見をふまえた組織のあり方の再検討¹⁰⁾、を求めて申入れを行うとともに、JCOと住友金属鉱山に対しても、①被害者裁判への誠実な対応を求めるとともに、②事故現場である転換試験棟は解体撤去するのではなく、一つの教訓として現状のまま保存せよとする申入れを行った。

かかる情勢のもと、「JCO 臨界事故5周年全国集会」は、再び水戸市に会場を移し、原子力と被曝そのものを問うという、巨視的な観点で開かれた（開催日は9月26日（日）、場所は「びよんど」、参加者は約500名）。「核

の世紀の終焉に向けて——広島・長崎からJCO・美浜事故まで」と題した核化学者・古川路明氏の講演があり、続いて「ヒバクと事故は終わらない」をテーマに、大泉昭一氏、元第五福竜丸乗組員・大石又七氏、高速増殖炉など建設に反対する敦賀市民の会・吉村清氏からの発言があった（この年は第五福竜丸が被曝したピキニ水爆実験から50周年にあっていた）。「原発震災」の不安が広がる静岡県、再処理工場のウラン試験を控えた青森県などからの報告もあり、JCOの原子力事業からの完全撤退等を求める集会決議を採択したあと、水戸市内でデモ行進が行われた。

(8) 2005年の情勢と活動

05年には、原子力を強引にすすめようとする国側の動きが、ますます顕著になった。5月には控訴審で住民側が勝訴した「もんじゅ裁判」に関し、最高裁が逆転敗訴の判決を出した。9月には、新たな原子力長期計画の策定をすすめていた国の策定会議が、再処理路線を堅持する方向に立って、「原子力政策大綱案」を多数意見として決定した。

そこで、6年目の「JCO集会」も前年と同様に、水戸市の「びよんど」を会場に、「原子力政策大綱」を素材に、国の原子力政策そのものを批判する形で開催された（開催日は9月25日（日）、参加者は約350人）。最初に、国の策定会議の委員に選ばれて反対意見を述べた九州大学の吉岡斉氏が、「原子力大綱と原子力のゆくえ」と題して講演を行い、次に、同じく委員として反対意見を述べた原子力資料情報室・伴英幸氏をまじえてのトークが行われた。さらに、青森・福井・茨城からの訴えがあり、①原子力政策大綱に象徴される強引な原子力推進への反対、②JCO事故被害

10) この項目は、原研とサイクル機構の統合問題を背景に立てられたものである。原子力に関わる諸組織の将来は、組織内部の閉鎖的な議論ではなく、国民の世論をふまえつつ、住民の意見を聞きながら決められるべきであると、共同行動は申入れた。

者へのケアや被害者裁判勝利に向けた取り組みの強化、③事故防止と脱原発をめざした全国的連帯、を柱とするアピールを採択し、閉会后に水戸駅までのデモ行進を行った。

いっぽう、10月1日には原研とサイクル機構が統合されて、「日本原子力研究開発機構（以下「機構」と略す）が発足した。それを受けて、05年の共同行動「反原子力の日」の行動は、安全対策の徹底や情報公開、再処理工場の操業停止、事業の方向転換等を10月26日に申入れる形で取り組まれた。

(9) 2006年の情勢と活動

06年は、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故から20周年の年であり、プルサーマルも具体化段階に入りつつあった。そこで、共同行動などの呼びかけによって実行委員会が作られ、「私たちの平和・環境・いのち2006」と題した連続企画が取り組まれた。第一弾は4月30日（日）に水戸市の市民会館で、「チェルノブイリ事故20周年とプルサーマルを考える」と題して開かれた集会で、京都大学・今中哲司氏と、伴英幸氏の講演などが行われた。第二弾は6月18日（日）に東海村の石神コミセンで、「NO！プルサーマル 新潟・刈羽村民の選択に学ぶ」と題して開かれた集会で、住民投票でプルサーマル反対を選択した刈羽村から2人の村議を招き、トークと意見交換が行われた。

こうした情勢を受けて7年目の「JCO集会」は、東海村に再び場所を戻し、「老朽化した東海第二原発にプルサーマルはいらない！」という副タイトルをつけ、それに比重を置く内容で開催された（開催日は9月24日（日）、場所は真崎コミセン、出席者は約300人。また、集会に先立って同日の午前中、共同行動を含む主催4団体で、プルサーマルに反対する申入れを原電に対して行った）。集会では、元京都大学・小林圭二氏がプルサーマルを批判する講演を行い、相沢一正・大泉昭一

両氏が「7年目のJCOと東海村」と題した報告を行った。さらに、午前中に行われた原電への申入れや青森県・福井県からの出席者による報告があり、①JCO事故を教訓にした核被害の防止、②プルサーマル反対、③もんじゅ・東海および六ヶ所再処理工場の廃止、④老朽原発の廃炉、⑤持続可能な社会の実現などを内容とする決議を採択したあと、村内デモが実施された。

10月26日（木）には、共同行動を含む県内8団体と個人30名の連名で、「近時の原子力情勢を憂慮する声明」を行った。声明は二つの内容から構成され、第一は10月9日に北朝鮮が行った核実験や、それに刺激された「日本核武装論」の台頭などを憂慮し、緊張緩和の視点で各国は核軍縮に尽力せよというものであった。第二は、チェルノブイリ事故20年の節目において、原子力利用の恐ろしさと愚かさを確認して脱原子力に歩むべきであるにもかかわらず、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験強行や、プルサーマルの具体化など、原子力の無謀な商業利用が強行されつつあることを批判したものであった。

(10) 2007年の情勢と活動

07年は、数々の衝撃的な事実を含む電力会社の悪質な「事故隠し」が次々と発覚し、原子力事業者の体質に、深刻な問題があることが露呈した年であった。すなわち、3月15日には北陸電力の志賀原発2号炉で、JCO事故の3ヶ月前にあたる99年6月に制御棒の複数脱落による臨界事故を起こしていたのに、それを8年間も隠蔽していたことが発覚した。続けて、東京電力の福島第一原発2号炉と3号炉でそれぞれ84年と78年に制御棒脱落による臨界事故を起こし、最長30年近くも隠してきたことや、98年に4号炉で34本もの制御棒が一斉に部分脱落する事故があったことが発覚し、東海第二原発でも81年以来25年間にわたって、データの改竄

や警報機外しなどの違法操業が繰り返されてきたことが判明した。いっぽう、地震時の安全性に問題があるとして金沢地裁が運転差し止めの判決を06年3月に出した志賀原発では、それから1年後となるこの年の3月に起きた能登半島地震で、設計基準を超えた揺れで施設が破損するなどの事態が起きた。

看過できないとして共同行動は、4月5日(木)に原電に事故隠し等への抗議と、総点検の実施・プルサーマル放棄を求める申入れを行い、10日(火)の夜には水戸市の自治労会館で、「日本原電の事故隠ぺい・改ざんに抗議する緊急集会」を開いて、沸騰水型原発の即時運転停止と早期廃炉を求める決議をあげた。さらに、7月16日には新潟県中越沖地震が発生し、柏崎刈羽原発で火災の発生、使用済み燃料プールの溢水や放射能放出、緊急対策室の使用不能、地盤陥没や施設の沈下や隆起、大型クレーンなど各種機器の破損等の深刻な事態が発生した。そこで、共同行動では翌日の17日(火)に、原電に東海第二原発の即時停止を求める緊急申入れを行った。

いっぽう、水戸地裁で行われていたJCO事故の被害者裁判は、02年の提訴から20回あまりの公判が行われて大詰めを迎えつつあった。そこで、8年目の「JCO集会」では、「健康被害賠償裁判判決勝利」「全ての原発を止める」の二つのスローガンが掲げられた。場所は東海村の石神コミセン、開催日は9月30日(日)で、約400人が参加した。相次ぐ事故隠しという情勢を受けて、元九州大学・白鳥紀一氏が「科学にだまされない方法」という講演を行い、次にJCO被曝者裁判の経過と問題点の説明が行われた。さらに、柏崎刈羽原発の現地から地震災害の状況について映像資料をまじえた報告があり、被害者裁判

の勝利や全原発の停止などをめざした決議を採択したあと、村内でデモを行った。

(11) 2008年の情勢と活動

1月の東海村議選では、前回に落選した相沢一正氏が699票を得て、再び当選を果たした。だが、JCO被害者裁判には、水戸地裁が原告の請求を棄却する判決を2月に出し(原告は東京高裁に控訴)、プルサーマル実施やもんじゅ再開に向けた動きも進化した。また、地球温暖化防止対策の一つと称して、原発推進の動きが世界で目立ってきた。折しも日本で開かれることになったG8(北海道洞爺湖サミット)では、原発を売り込もうとする諸国の思惑が交錯し¹¹⁾、新規の原発立地がしばらくなかった日本でも、山口県知事が祝島住民の反対を押し切って、上関原発建設のための公有水面埋立許可を10月に出した。

そのため、「あれから9年——忘れられないJCO事故」と題して開かれた「JCO臨界事故9周年集会」(9月28日(日)に、東海村の石神コミセンで開催)では、原子力資料情報室・西尾漢氏の講演「原発は地球温暖化の切り札じゃない」が柱に置かれた。続けて、被害者裁判の控訴審勝利に向けた行動提起、六ヶ所再処理工場の試運転停止を求める報告などが行われ、①原発は地球温暖化防止の切り札ではない、②六ヶ所再処理工場は運転を停止せよ、③柏崎刈羽原発の運転再開反対、④原子力空母の横須賀母港化反対、⑤もんじゅ再開とMOX燃料の輸送反対、⑥JCO被害者裁判勝利、を内容とするアピールを採択した。集会には約300人が参加し、閉会後には村内デモが行われた。また10月27日(月)には、相沢東海村議を窓口、東海第二原発の高経年化対策、耐震安全対策等を

11) 水戸市では、こうしたサミットの流れを批判しつつ、市民の視点で環境や食料について議論しようという集会「リレートーク・洞爺湖サミットを問う」が、7月に実行委員会主催で開催され、筆者と茨城大学・蓮井誠一郎氏が話題提供を行った。

議題に、原電と共同行動メンバーとの交渉がもたれた。

(12) 2009年の情勢と活動

JCO事故から10年を迎えようとするなか、被害者裁判に関しては5月14日に東京高裁で控訴棄却の判決があり、25日に原告が最高裁に上告した。いっぽう、JCO事故の根本原因ともいえるプルトニウム利用をめぐるのは、六ヶ所再処理工場の高レベルガラス固化体製造試験が失敗したうえに、放射性廃液の漏洩事故が起きるなどして、施設の操業延期が繰り返される事態となった(8月には、稼働予定を14ヶ月延期して2010年10月に変更するという、じつに17回目となる操業延期の発表がなされた)。

それを受けて、5月17日(日)には東海文化センターで実行委員会主催の「映画・六ヶ所村ラブソディ&トーク in 東海村」が開かれ、約400人が参加した¹²⁾。また、6月28日(日)には東海村の中丸コミセンで、原告・弁護士・医師を招いて、「支援する会」主催のシンポジウム「JCO健康被害裁判の意義と東京高裁判決批判」も開かれた。

9月19日(土)には、「問い続けよう！ JCO 臨界事故」と題した「10周年全国集会」が、10周年にあたることを強く意識して、東海文化センターで開催された。JCO事故の教訓を考えるという趣旨に則り、NHE文化研究所・七沢潔、相沢一正、大泉昭一、伴英幸の4氏をパネリストに迎えて、筆者の進行のもとで「東海村臨界事故は私たちに何を教えたのか」というシンポジウムを行う形で集会は進行した。事故当時の新聞記事の複写を参加者に配ったり、JCOが作業に用いたバケツや沈殿槽などのレプリカを会場に展示した

りという趣向もこらされた。そして、①老朽原発を停止せよ、②高速増殖炉もんじゅを廃炉にせよ、③六ヶ所再処理工場を停止せよ、④プルサーマル計画を廃棄せよ、⑤エネルギー消費を削減する方向に政策を転換せよ、⑥臨界事故の教訓を生かして放射能の出ないエネルギーを推進せよ、といった内容のアピールを400名の参加者が確認したうえで、文化センターから駅近傍を周回し、西口に至るまでのデモ行進が行われた。

いっぽうでは、フランスを出航したMOX燃料の日本到着、柏崎刈羽原発の一部運転再開、上関原発工事の着工、もんじゅ再開に向けた核燃料の輸送など、強引な動きが目立ってきた。これに対し、10月3日には東京の明治公園で「NO NUKES FESTA 2009」が開かれて7000人が参加したが、茨城県では知事選挙や東海村長選挙が行われて現職続投が決まるなか、共同行動は10月26日(月)に他の3団体との連名で、茨城県知事・東海村長・原電・機構の4者に申し入れを行った。要請内容は、それぞれ次のとおり。

- ・茨城県知事および東海村長あて——① JCO 事故被害者の救済を継続し、大規模な原子力災害を想定した防災体制を確立すること。②原子力事業者の情報公開と安全管理を求め、不十分な事業者には操業を停止させること。③東海第二原発のプルサーマルと出力向上は認めないこと。④原子力施設の新增設を認めず、省エネルギーと自然エネルギーの活用をはかり脱原子力の地域づくりをすすめること。⑤プルサーマルを含む核燃料サイクル路線の見直しと、脱原子力を柱にしたエネルギー政策への転換を国に求めること。
- ・原電あて——①熱出力5%アップを目的に

12) 第一部は、鎌仲ひとみ監督のドキュメント映画『六ヶ所村ラブソディ』の上映。第二部は、原子力資料情報室・澤井正子「六ヶ所再処理工場の現状」、相沢一正「JCO 臨界事故 10 周年を考える」、河野直実践「脱原発で食・農・地域の再生を」と題したトーク。

した改造や運転は実施しないこと。②プルサーマルを導入しないこと。

- ・機構あて——① JCO 臨界事故の発注者責任を明確にすること。② MOX 燃料の再処理技術の研究開発を再考すること。③ 国の高速増殖炉燃料サイクル政策に協力しないこと。④ もんじゅの運転再開を断念すること。

3. 10年間の運動は何を提起したのか

(1) 「JCO 集会」に見られた特徴

以上、10年にわたる JCO 集会を中心にした共同行動の活動と、その時々原子力情勢について見てきた。これらをふまえて、共同行動が提起してきた問題と今後の運動課題を論じて本論を締めくくりにするが、JCO 集会の特徴についてまず整理しておく、以下のようなことがあげられよう（なお、2010年9月に同様の枠組みで「11周年」集会が予定されている）。

第一に、JCO 事故そのものに関しては、「住民の被曝」を最大の論点にしたことが、大きな特徴であった。JCO 事故によってもたらされた経済的被害などにも大きなものがあったが、多数の住民を被曝させた原子力事故は日本初のことであり、この「被曝」という点にこそ、原子力災害の最大の問題があると共同行動ではとらえた。原子力事故の特徴は、「被曝」という目に見えない形で起こり、その影響も低線量の場合には後年になってから確率的に現われるから、認定には大きな困難が伴うし、国が行った線量評価についても専門家や住民から疑問視する声が多々あった。それを受ける形で共同行動では、低線量被曝に詳しい専門家の話、死亡した作業員の被曝治療の実態、住民の生活影響調査の結果報告等を JCO 集会の柱に据えて、被曝線量の見直し・被曝者への補償と健康診断の実施などを求め

た。そして、大泉夫妻が起こした健康被害裁判を、声に出したくても出せない住民たちの声を代弁するものとして重視した。裁判勝利をスローガンに掲げて裁判の経過を集会で逐次報告するとともに、原告や弁護士・支援者などの訴えを毎年続けたのはそのためであるし、ビキニ水爆実験から 50 年を意識して第五福竜丸の元乗組員を集会の発言者に招いたのも、「被曝」という問題を一貫して取り上げようとしたからにほかならない。

第二に、JCO 事故の責任問題については、JCO だけでなく親会社や発注者・監督機関などにも責任があるととらえ、それらを追及し続けた。事故原因も完全には解明されていないとする立場をとり、背後関係なども含めた情報の徹底的な公開を求め続けた。また、この事故は「常陽」の燃料を製造する過程で起き、しかも動燃の爆発事故に続けて発生したわけであるから、それ単独の問題として見るべきではなく、国の無理なプルトニウム利用路線によって引き起こされた惨事の一つとして、共同行動ではとらえた。JCO 集会において東海再処理工場の再開問題、六ヶ所再処理工場やプルサーマル、もんじゅの問題があわせて取り上げられたのは、まさにそうした視点によってであった。

第三に、かかる視点をさらに延長していくと、JCO 事故は国の無謀な原子力開発や、原子力偏重のエネルギー政策によって引き起こされた結果の一つ、ということになってくる。裏返していえば、JCO 事故は、当該施設や茨城県という地域だけの問題ではなく、原発をはじめとする各地の原子力施設や、その周辺で暮らしているすべての人々に警告を発したことになる。折しも、「原発事故隠し」が各電力会社で暴露され、地震による原発の損傷等もあちこちで起きていたから、集会ではこれらの問題もあわせて取り上げられ、原子力業界に蔓延する構造的な問題が批判された。さらに、それは国のエネルギー政策に対する

疑問に結びついて、市民サイドからの電力需給分析、原発が地球温暖化防止に有効かどうかの検証、原子力大綱への批判等が、集会の一要素に組み込まれた。

いっぽうで形式的な面に関していうと、共同行動など4団体の共催という形で、毎年必ず集会が開かれたことが見落とせない。日程も9月下旬の土曜日から日曜日に固定され、東海村か水戸市のいずれかで開く形がとられ、閉会後には欠かさずデモ行進が行われた。とはいえ、4団体の共催によって10年間継続して集会を開くことがいずれかの時点で決められたのかということ、そうした経緯はなかったし、日程や場所をあらかじめ固定したわけでもなかった。新たな年がめぐってくるたびに、「今年も集会を開こう」という提案が出され、そのつど相談がもたれた結果として、これらの体制・形態が継続されたにすぎない。

また、これも単に結果的にそうなったにすぎないが、核化学や放射線被曝などの専門家を講師に迎えるとともに、県内で運動を進めている人たちの発言（臨界事故被害者裁判、東海再処理工場問題など）、全国各地で運動を進めている人たちの報告や行動提起（たとえば、青森からは六ヶ所再処理工場問題、新潟や静岡などからは原発震災問題、福井県からはもんじゅの問題、東京からは原発現地との連帯について）を組み合わせる形で、集会が開かれたのも特徴といえよう。JCO事故を国の無謀な原子力政策によって生じたものの一コマにすぎないととらえた結果として、集会が4団体の共催に発展し、茨城県内の諸団体・個人、さらには全国の人々の連帯が追求されていったのである。

(2) 提起された課題とその行方

では、運動が提起した問題はどれだけ解決されたのかを検証するとともに、今後に向け

た運動の課題と役割を考えてみよう。

第一はJCO事故で受けた住民の被曝だが、線量評価の問題は国に無視され続けてきたし、被害者裁判も2010年5月に最高裁が原告の上告を棄却したから、運動が提起してきた問題は解決に至らなかった。しかし、だからといって運動が無意味であったのかというと、必ずしもそうではあるまい。住民の健康診断は継続されており、受診者数も少ないのが実態だから、健康問題の監視という点では、運動の存在が一定の役割を果たしていると思われるからである。

公害をめぐるのは、「民間企業はもとより、自治体や国が、自発的に、公害の予防や後始末にのりだした例は、ほとんどない。被害が大きくなって、住民が集団でさわぎ、新聞などのマスコミ機関がとりあげ、世論が被害者を支持して、はじめて、原因の調査や防止策がとられるようになる。……公害は、住民運動によらねば、解決できないといってよい」と言われた時代がある¹³⁾。今日もそれがどれだけ改善されたかは疑問であるし、被曝の影響が後になってから確率的に現われる原子力災害では、被害者が泣き寝入りさせられる危険がとくに大きい。それは、チェルノブイリ事故において事故処理にあたった元兵士の癌死や小児白血病の増加等が問題になっているのに、立証の困難に乗じて過小評価や被害切り捨ての動きが顕著な実情をみれば明らかである。JCO事故でも、住民が受け身でいたのでは、同様の苦難に遭遇する危険がある。

第二は事故の責任問題であるが、これも残念なことに運動側が提起した論点は無視され続け、刑も不十分なままに確定してしまった。とはいえ、単にJCOが悪かったというだけでなく、この事故が原子力をめぐる構造的な欠陥の一コマとして起きたという認識は、市民のあいだに広がったように思われる。それ

13) 庄司光・宮本憲一『恐るべき公害』岩波書店、1964年、186-187ページ。

には、JCO 事故が動燃事故から間もない頃に起きたこと、電力会社の事故隠しや原発の地震災害が発生したこともあるが、これらが相互に関連しあっており、背後に原子力事業者の体質や強引な原子力政策に問題があることを提起してきた運動の成果ともいえるであろう。事故の責任を隠蔽・矮小化しようとする動きは必ずといっていいほど生じるものであるから、真の責任追及には人々の運動が欠かせない。とかく専門的でわかりにくいといわれる原子力の問題であるだけに、真の原因や責任の所在を人々に平易に説明していくことは、運動の大切な役割といえよう。

第三に、運動サイドが求めた原子力政策やエネルギー政策も、まったく実現していない。それどころか、地球温暖化防止対策の一環と称して原子力推進の動きが加速しているし、プルサーマルが始められたり（09年11月5日に玄海原発で日本初のプルサーマル試運転が始まった）、もんじゅが再開されたり（10年5月6日）、六ヶ所再処理工場の本格稼働が予定されたりしている。しかし、プルサーマルは住民の反対で進まない地域も少なくないし、全国の原発立地も頭打ちになっている。茨城県でも、大強度加速器が東海村に作られたのを除けば大きな原子力施設は近年作られておらず、東海原発の解体が始まり東海再処理工場も仕事がなくなってきているのをみれば、原子力はマイナストrendに入ったともいえる。その背後には、経済的にもエネルギー政策的にも、実際には原子力にさほどのメリットがないことや、災害リスクを勘案したうえでの自治体等の判断があると思われるが、運動が果たしてきた役割にも軽視しえないものがあつたと筆者は思う。

(3) おわりに——今後に向けての考察

最後に、共同行動のこれからの役割と課題

を論じて、本論を終えることにしよう。

第一の課題は、各種の原子力施設が集中立地している茨城県の現実のなかで、これ以上の事故や被曝、汚染を起こさせないようにすることであろう。本県にある原子力施設の多くは老朽化しているうえに、無理を重ねようとする動きが各地に目立つ。六ヶ所再処理の本格稼働、火災事故を起こしたもんじゅ再開、プルサーマル導入の動きなどがその典型である。各地の原発で想定されていなかったような地震動を受けて施設が破損したり、炉材の脆性劣化というような新たな科学的知見が出てきているにもかかわらず、老朽原発を当初の想定を超えて長期に運転しようとしたり、定期点検を短縮しようとする動きも無視できない。原子力をめぐる矛盾がますます深まるなかで、これまで以上の無理を重ねれば、破局的な事態を将来しかねないとする専門家の警告もある（原発批判の科学者としてライト・ライブリフッド賞を受け、2000年に病死した高木仁三郎は、死の直前に世界的な原発の黄昏状況を見て、原子力の時代が終焉を迎えるのは時間の問題であるとしつつも、「原子力時代の末期症状による大事故の危険と結局は放射性廃棄物がたれ流しになっていくのではないか」ということに対する危惧の念」を抱くと述べた¹⁴⁾。反対運動がチェック機能を働かせることによって、状況を破局回避に導くことが求められている。

JCO 事故から10年を経て、「住民意識の風化」も言われている。だが実際には、「事故のことを昨日のここのように思い出す」「あときの怖さは死ぬまで忘れられない」という住民も少なくない。それよりもむしろ顕著であり、大きな問題と思われるのは、「原子力事業者の意識の風化」ではなかろうか。共同行動では10年間に原子力事業者への申入れを何度も行ってきたが、近年は担当者のあい

14) 高木仁三郎『原発事故はなぜくりかえすのか』岩波書店、2000年、183ページ。

だに緊張感が薄れ、事故のことをよく知らない職員も増えてきているのが実情である¹⁵⁾。その背景には、地域で生活している住民は原子力施設があるかぎり、常にそれに対峙し続けねばならないのに対して、肝心の原子力事業者の職員は、単にその時々と与えられた枠内で仕事をするだけで、何年かすれば担当替えになったり、定年になったりというような関わり方でしかないという、構造的な問題がある。これでは教訓を生かすことはできないし、事故をまた繰り返すことになりかねない。原子力事業者の意識が風化していくなかで事故の再発を防止する意味でも、住民運動の目から問題を提起することは、重要な意味をもつと考えられる。

第二の運動課題は、「脱原発」の地域づくりに向けて、従来よりも大きな枠組みの運動を地域に創出していくことであろう。振り返れば、この10年あまりの期間には、もんじゅ事故、動燃事故、JCO事故、原発の事故隠しと地震災害といったように、次々と原子力事故等が生じたために、それにどう対処するかといった「後追い」の運動に追われた感がある。東海第二原発やJCOの裁判も続いていたので、それらの動きにあわせて集会を設定したり行動計画を立てる傾向があった。参加の呼びかけに関しても、各種のスケジュールに追われるなかで、もっぱら出てくれそうな人や協力してくれそうな団体に声をかけて参加者を集めるといったような、「内向き」のやり方になりがちであった。集会やイベント

の開催場所も東海村か水戸市に設定せざるをえなかったために、県内各地で学習会などを開きつつ、新たな人々を巻き込んでいくスタイルの展開には至らなかった。

だが、東海第二原発裁判には最高裁の判決が出され、健康被害者裁判も原告の敗訴という結果に終わった。むろん、JCO事故で被曝した住民の健康問題は今後においても課題であるが、以上のような状況からすれば、茨城県の反原子力運動は一つの区切りを迎えた感がある。いっぽうで新たな動向に目を転じれば、東海第二原発でのプルサーマルが具体化を迎えつつあるほか、東海原発の解体と東海第二原発の老朽化というなかで、新たな原子炉建設を探ろうとする動きも一部にある。過去の事故をテーマに活動を提起するという運動スタイルから、「原発の是非はともあれプルサーマルを認めていいのか」「これ以上の原子力施設を作ることが得策なのか」といった提起を、既存の原発には反対してこなかった人や無関心だった人も含めて広く投げかけていくような、未来志向の運動に転じていかねばならない。呼びかけ対象も東海村や周辺地域の住民にとどまらず、県民全体や周辺都県の住民に拡大していく必要がある。こうした運動を創造するには、共同行動という枠を超えた、さらに幅広い連帯が必要になるかもしれないが、かかる新たな運動を生み出すための一助としての役割を果たすことが、共同行動に求められてくる。

第三の課題は、他地域の人々やさまざまな

15) 電力会社の「原発トラブル隠し」の一つとして発覚した東海第二原発のデータ改竄や機器不正操作に関し、共同行動は08年に日本原電に申入れを行った。その折に筆者は、1981年に大きな社会問題となった同社の敦賀原発の放射性廃液垂れ流し事故の教訓がいかに継承されているのかを問うた。しかし、応対に出た課長を含む3名の担当者は、垂れ流しは81年に始まったのではなく、74年以来何度も繰り返され、それらを同社が7年間も隠蔽し続けた点が当時強く批判されたことを、知らなかった。また、JCO事故10周年を機に、共同行動は09年に原子力研究開発機構に申入れを行ったが、この時の担当課長も、JCO事故の刑事裁判の結果や事故原因において議論された「発注者としての旧動燃（現・同機構）の責任問題」について、知識をまったく有していなかった。

運動と積極的に連帯することとおして、「脱原子力」に向けた全国的な運動を再構築していくことである。かつてチェルノブイリ事故から間もない頃、原発反対運動が世界各国で高揚し、その波が日本にも及んだ時期があった。この事故を機に原子力の危険性が広く知られるようになり、世論調査でも原発への賛否が常に拮抗するなど、原子力をめぐる世論も大きく変化した。運動も一部の革新勢力や現地の農漁民を主体にしたものから、都市のファミリー層を担い手とした幅広い運動に発展した。だが、日本では政策転換が実現されないまま、その後の運動は停滞に向かった。集会には人が集まらなくなり、原発問題も話題にのぼらなくなっていったが、そんな折に起きたのが「もんじゅ」火災であり、動燃事故であり、JCO 事故であったから、これらは問題への関心を改めて喚起したといえる。また、その後も原発の事故隠しや地震災害などの問題が噴出したから、原子力の問題はさまざまな角度で取り上げられる状況が続いてはいるものの、運動の全国的な状況は停滞から脱していない。

いっぽうでは、住民投票や知事の判断によって原発立地をはね返したり、プルサーマル計画を阻止するなどの例が各地に現われた。それらを受けての情勢分析として、「脱原子力の政治的連合は崩壊状態にあり、むしろ地域住民の運動の方が活発である」「中央政治よりも、地方や社会のレベルの方に、重要な変化のサインがある」と見る向きがある(本田宏)¹⁶⁾。たしかにそうした面もないとはいえないが、今後の運動をどう組み立てていけばいいのか本田は具体的に論じていないし、「立地点の運動」に過剰な期待を抱くことは妥当性を欠くのではなかろうか。都市と地方の格差が拡大し、農林漁業や農漁村の衰退がますます顕著になるなかにあっては、立

地点の住民の力は弱くならざるをえないであろうし、市町村合併や漁協合併等の進行下では、立地点の住民の声が薄められていく危険もある。それらを考え合わせれば、むしろ逆に都会で電力を消費している人々が、みずからの問題として原子力の是非を考え、行動することがポイントだと筆者は考える。

現に、青森県では農業者の反対運動の衰退以降、核燃施設の立地が一気に進んでしまったし、山口県では祝島住民の粘り強い反対運動にもかかわらず、上関原発の建設に向けた工事が始められている。いったんは原告勝訴の判決があった「もんじゅ」や志賀原発の裁判も、それぞれ上告審と控訴審では原告が敗訴を余儀なくされ、地震問題で注目されていた浜岡原発の裁判も原告が1審で敗訴した。予定よりも遅れたとはいえ、プルサーマルも始まりつつあるのが現在の情勢である。

それぞれの地域で抵抗しているだけでは限界があるし、国の原子力政策やエネルギー政策の一環としてこれらの問題が生じている以上、国の政策転換なしに問題が解決できるとは思えない。日本政府が原発を推進している背景には、かつての与党であった自民党が原発推進であるばかりか、09年の総選挙で政権についた民主党も原発推進という、日本の貧困な政治情勢がある。世論調査を行えば、原子力に対する賛否は拮抗しているというのに、一部の少数政党を除く全政党が原発推進というのは、明らかに不自然である。この乖離を埋めていくための取り組みも、重要な運動課題といえよう。JCO 事故という未曾有の経験を生かして、国の原子力政策・エネルギー政策の転換に向けた世論形成の先頭に立つことが、茨城県の運動に求められているといえよう。

(こうの・なおふみ 本学部教授)

16) 本田宏『脱原子力の運動と政治』北海道大学図書刊行会、2005年、9、269ページ。